

旭川市敬老会の在り方に関する検討懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市における敬老会事業の今後の在り方について検討するため、旭川市敬老会の在り方に関する検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項についての意見交換等を行う。

- (1) 敬老会事業の開催方法、開催内容、市負担金等の今後の在り方に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 地区市民委員会の関係者
- (2) 地区社会福祉協議会の関係者
- (3) 老人福祉施設等の関係者
- (4) 旭川市社会福祉協議会の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(会議)

第4条 懇談会は、市長が開催を決定し、参加の依頼を行う。

2 懇談会の進行は、福祉保険部介護高齢課が行う。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、福祉保険部介護高齢課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、福祉保険部介護高齢課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限りをもってその効力を失う。